⑸　配置予定技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。
⑹　専任の監理技術者の配置が義務づけられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に、同等の要件を満たす技術者の配置を求める。また、この場合、監理技術者と現場代理人との兼務も認めないものとする。(入札説明書参照。)。
⑺　手続における交渉の有無　無。
⑻　契約書作成の要否　要。
⑼　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。
⑽　関連情報を入手するための照会窓口　上記４⑴の担当部局に同じ。
⑾　契約締結後のＶＥ提案　契約締結後、請負者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減させることを可能とする施工方法等（以下「契約後ＶＥ提案」という。)に係る設計図書の変更について、発注者に提案する事ができる。契約後ＶＥ提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。
⑿　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書、資料及び技術提案資料を提出することができるが、競争に参加するためには開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒀　本案件は、提出資料、入札を電子入札システムで行うものであり、対応についての詳細は入札説明書による。
⒁　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : shinichi urabe, Director of the Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office.
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction Works of road lower part (From PP to P8) at Tomari area, port of Naha.
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 5 : 15 P.M. 24 December 2010.
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 10 : 00 A.M. 28 February 2011. (tenders brought with 10 : 00 A.M. 28 February 2011 or submitted by registered mail 10 : 00 A.M. 28 February 2011)
⑹　Contact point for tender documentation : Administration Division, Development Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2―1―1 Omoromachi, Naha-city, Okinawa-prefecture, 900―0006 Japan, TEL 098―866―0031 (ex. 2528)

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成 22 年 12 月１日
支出負担行為担当官
　沖縄総合事務局開発建設部長　浦辺　信一
◎調達機関番号　007　◎所在地番号　47
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　那覇港（泊ふ頭地区）道路下部工（Ｐ１～Ｐ５）工事（電子入札対象案件）
⑶　工事場所　沖縄県那覇市若狭地先
⑷　工事内容　撤去工、橋梁下部工、磁気探査
⑸　工期　契約締結日の翌日から平成24年３月31日まで。
⑹　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑼　本工事は、提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。
⑽　本工事は原則として、当該入札の執行において入札執行回数は２回を限度とし、それまでに落札者がないときは、予算決算及び会計令（以下「予決令」という。)第99条の２の規定に基づく随意契約には移行しない。
⑾　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務付ける試行工事である。
⑿　本工事は、入札説明書、図面等の電子的な提供（ダウンロード)を行う試行工事である。
⒀　本工事は、競争参加資格を有すると認められたものに対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
2　競争参加資格
　次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成されている特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。)であって、沖縄総合事務局開発建設部長が別途公示する手続に従い、特定ＪＶとして資格の認定を受けた者であること。
⑴　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　沖縄総合事務局における空港等土木工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。)。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
⑷　沖縄総合事務局における空港等土木に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が単体又は特定ＪＶの代表者については1,250点以上、特定ＪＶの代表者以外の構成員については1,050点以上であること。
⑸　技術提案（標準案）が適正であること。
⑹　平成７年度以降に、次に掲げる工事を元請けとして施工した実績を有すること。(特定ＪＶの構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。)
　なお、当該実績が沖縄総合事務局開発建設部及び国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
・単体及び特定ＪＶの代表者
　杭径φ700㎜以上の鋼管杭又は鋼管矢板を打設した工事（杭打船等の作業船を使用し打設した工事は除く）
・特定ＪＶの代表者以外の構成員
　鋼管杭又は鋼管矢板を打設した工事（杭打船等の作業船を使用し打設した工事は除く）
⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、特定ＪＶの場合は全構成員が必ず１名以上配置しなければならない。また、配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合、契約締結時に当該工事に専任で配置できること。
　１）１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。